

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : サンケイマラソン乳剤
供給者の会社名称, 住所及び電話番号
会社名称 : サンケイ化学株式会社
住所 : 〒110-0005 東京都台東区上野7丁目6-11 (第一下谷ビル)
担当部門 : 開発部
電話番号 : 03-3845-7951
FAX番号 : 03-3845-7950
緊急連絡先 : 同上
整理番号 : B - 119
推奨用途及び使用上の制限 : 農薬

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	: 区分3
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	: 区分に該当しない
	急性毒性(経皮)	: 区分に該当しない
	急性毒性(吸入)	: 分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	: 区分に該当しない
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分2A
	呼吸器感作性	: 分類できない
	皮膚感作性	: 区分に該当しない
	生殖細胞変異原性	: 分類できない
	発がん性	: 区分2
	生殖毒性	: 区分1B
環境に対する有害性	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分1(神経系、呼吸器、肝臓、腎臓) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分1(神経系、呼吸器、聴覚器)
	誤えん有害性	: 分類できない
	水生環境有害性 短期(急性)	: 区分1
水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分1	

上記に記載がないものは、「区分に該当しない」か「分類できない」である。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : H226 引火性液体及び蒸気
H319 強い眼刺激
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 神経系、呼吸器、肝臓、腎臓の障害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H372 長年にわたる、又は反復ばく露による神経系、呼吸器、聴覚器の障害

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

H400 水生生物に非常に強い毒性
 H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

： 【安全対策】

P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
 P202 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 P210 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 P233 容器を密閉しておくこと。
 P240 容器を接地しアースを取ること。
 P241 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。
 P242 火花を発生させない工具を使用すること。
 P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 P260 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
 P270 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 P271 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 P273 環境への放出を避けること。
 P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面等を着用すること。

： 【応急措置】

P303+P361+P353 皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
 P370+P378 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。
 P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 P337+P313 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
 P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
 P321 特別な処置が必要である（4. 応急措置を参照）。
 P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 P312 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 P391 漏出物を回収すること。

： 【保管】

P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
 P405 施錠して保管すること。

： 【廃棄】

P50 内容物や容器は、当該規則に従い都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して、適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	含有量
ジメチルジカルベトキシエチルジチオホスフェート (一般名：マラソン)	50.0%
有機溶剤、乳化剤等	50.0%

危険有害成分

化学名又は一般名	含有量	CAS No.	化管法 管理番号	官報公示整理番号	
				化審法	安衛法
マラソン	50.0%	121-75-5	1種197	2-1963	—
キシレン	19.0%	1330-20-7	1種80	3-3	—
エチルベンゼン	20.0%	100-41-4	1種53	3-28	—

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸が困難な時には、酸素吸入を行う。
呼吸が停止した場合には、人工呼吸を施す。口対口法を用いてはならない。
直ちに医師の手当てを受けさせること。
物質へのばく露の影響が遅れて出てくることがある。
経過観察をする必要がある。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに多量の水でよく洗うこと。
異常があれば速やかに医師の手当てを受けること。
作業後は衣服等を交換し、着用していた衣服は他の物と分けて洗濯すること。
- 眼に入った場合 : 目を擦ってはならない。
まぶたを開いた状態に保つ。
出来るだけ早く水で洗い始める。水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に診察を受けること。
- 飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄する。意識を失っていない場合は、多量の牛乳または水を飲ませる。
直ちに医師の手当てを受けさせること。
もし嘔吐が起こったら、胃からの嘔吐物が肺に入らないように頭部を下げる。
物質へのばく露の影響が遅れて出てくることがある。
経過観察をする必要がある。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 泡、粉末、二酸化炭素
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水
- 火災時の特有の危険有害性 : 火災の熱などによる濃縮によって爆発するおそれがある。
燃焼ガスおよび分解ガスには、刺激性、腐食性および毒性のガスが含まれるおそれがある。
金属酸化物などのヒュームが発生し、めまいや窒息や健康被害を引き起こすおそれがある。
- 特有の消火方法 : 速やかに火元への燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。
容器及び周辺設備に散水して冷却する。
消火作業は風上から行う。
関係者以外の立ち入りを禁止する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。
漏出時の処理を行う際には保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項 : 環境中に放出しないこと。
漏出物を直接に河川や下水に流してはいけない。
漏出液が河川、養殖池等に流れ込まないように注意すること。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 少量の場合は、吸着剤(オガクズ・土・砂・ウエス等)に吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。
大量の場合は、土砂等の不燃物で囲って流出を防止し、スコップ又は吸引機などで空容器に回収する。
水上に流出した非水溶性の製品は、吸収剤を使用して回収する。

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策	:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	:	ラベルをよく読む。記載以外に使用しない。 取扱いは換気の良い場所で行い、作業場の換気は十分行う。 取扱場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。 屋外での取扱いはなるべく風上から作業する。 取扱いの都度、容器を密閉する。 眼、皮膚、衣類に付けないこと。 眼に対して刺激性があるので、眼に入らないように注意する。 適切な保護具を着用すること。
局所排気・全体排気	:	「8. ばく露防止及び保護措置」を参照
接触回避	:	「10. 安定性及び反応性」を参照
衛生対策	:	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
保管 安全な保管条件	:	食物、飲料等と区別し、火気、直射日光を避け、鍵のかかるなるべく低温で乾燥した場所に密栓して保管すること。 小児の手の届く所へ置かない。
安全な容器包装材料	:	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	
キシレン	: 50ppm
エチルベンゼン	: 20ppm
許容濃度	
日本産業衛生学会	
マラソン	: 10mg/m ³ (2020年)
キシレン	: 50ppm (2020年)
エチルベンゼン	: 20ppm (2021年)
ACGIH	
マラソン	: TWA 1mg/m ³
キシレン	: TLV-TWA 100ppm (2020年) TLV-STEL 150ppm (2020年)
エチルベンゼン	: TLV-TWA 20ppm (2022年)
設備対策	: 屋内で取扱う場合には、全体換気装置を設置する。 できるだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。 取扱場所の近くに洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
保護具	
呼吸用保護具	: 農薬用マスク
手の保護具	: 不浸透性手袋
眼、顔面の保護具	: 保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具	: 長ズボン・長袖の作業衣など

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 可乳化油状液体
色	: 黄褐色
臭い	: 特有臭
融点/凝固点	: 情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: 情報なし
可燃性	: 情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: 情報なし

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

引火点	: 27.5°C
自然発火点	: 情報なし
分解温度	: 情報なし
pH	: 4.0~6.0 (1%水溶液)
動粘性率	: 情報なし
溶解度	: 情報なし
n-オクタノール/水分配係数(log 値)	: 情報なし
蒸気圧	: 情報なし
密度及び/又は相対密度	: 1.07~1.09 (20°C)
相対ガス密度	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 情報なし
化学的安定性	: 通常の使用では安定
危険有害反応可能性	: 火災時に金属酸化物の粉じんが発生することがある。
避けるべき条件	: 情報なし
混触危険物質	: 酸、塩基、酸化剤
危険有害な分解生成物	: 金属成分を含む微粒子が発生するおそれがある。

11. 有害性情報

急性毒性		
経口	: LD50 ラット >2,000mg/kg	[区分に該当しない]
経皮	: LD50 ラット >2,000mg/kg	[区分に該当しない]
吸入	: (製品)情報なし	
皮膚腐食性/刺激性	: ウサギ 軽度の刺激性	[区分に該当しない]
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: ウサギ 強度の刺激性	[区分 2A]
呼吸器感作性又は皮膚感作性		
呼吸器感作性	: (製品)情報なし	
皮膚感作性	: モルモット 陰性	[区分に該当しない]
生殖細胞変異原性	: (製品)情報なし データが不十分のため分類できない。	
発がん性	: (製品)情報なし (成分) エチルベンゼン: 区分 2 (IARC 分類 2B)	
生殖毒性	: (製品)情報なし (成分) キシレン: 区分 1B エチルベンゼン: 区分 1B	
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: (製品)情報なし (成分) マラソン: 区分 1 (神経系) キシレン: 区分 1 (中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓)、区分 3 (麻酔作用) エチルベンゼン: 区分 3 (気道刺激性、麻酔作用)	

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

- ：（製品）情報なし
（成分）
キシレン：区分1（神経系、呼吸器）
エチルベンゼン：区分1（聴覚器、神経系）
- 誤えん有害性：（製品）情報なし
データが不十分のため分類できない。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）：区分1

水生環境有害性 長期（慢性）：区分1

生態毒性：製品

魚（コイ）	： LC50 (96h)	28mg/l
甲殻類（オオミジンコ）	： EC50 (48h)	2.6μg/l
藻類（緑藻）	： ErC50 (24-72h)	37mg/l
	NOECr (24-72h)	5mg/l

生態毒性：成分

	マラソン	
魚（コイ）	： LC50 (96h)	19mg/l
甲殻類（オオミジンコ）	： EC50 (48h)	0.70μg/l
藻類（緑藻）	： ErC50 (0-72h)	13.0mg/l
	NOECr (0-72h)	2.30mg/l

- 残留性・分解性：情報なし
生態蓄積性：情報なし
土壌中の移動性：情報なし
オゾン層への有害性：情報なし
その他：蚕、ミツバチ、昆虫等に影響あり

13. 廃棄上の注意

化学品（残余廃棄物）、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

- 残余廃棄物：使用残りの農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守し適正な処理を行うこと。
- 汚染容器及び包装：空容器、空袋等よりリサイクルできないため、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に処理を行うこと。

14. 輸送上の注意

- 国際規制 国連番号：UN1993
品名：引火性液体、n.o.s（キシレン混合物）
国連分類：クラス3
容器等級：III
- 国内規制 陸上輸送：道路法等の規定に従う。
海上輸送：船舶安全法の規定に従う。
航空輸送：航空法の規定に従う。
- 特別の安全対策：輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
車両、船舶には保護具（手袋、メガネ、マスク等）を常備する他、緊急時の処理に必要な消化器、工具等を備えておく。

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法

- 第一種指定化学物質 : ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル
(別名マラソン又はマラチオン)(管理番号:197)
エチルベンゼン(管理番号:53)
キシレン(管理番号:80)

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条、施行令第18条)

- : ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル
(別名マラチオン)(政令番号:268)
エチルベンゼン(政令番号:70)
キシレン(政令番号:136)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2)

- : ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル
(別名マラチオン)(政令番号:268)
エチルベンゼン(政令番号:70)
キシレン(政令番号:136)

がん原性物質(則第577条の2)

- : ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル
(別名:マラチオン)

皮膚等障害化学物質等(則第594条の2)

- : ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル
(別名:マラチオン)(皮膚刺激性有害物質・皮膚吸収性有害物質)
エチルベンゼン(特化則等)
キシレン(皮膚吸収性有害物質)

特定化学物質等(特化則) : エチルベンゼン

有機溶剤等(有機則) : キシレン

毒劇物取締法 : 該当しない

消防法 : 第4類 第2石油類

船舶安全法 : 危規則第2,3条危険物告示別表第1引火性液体類

航空法 : 施行規則第194条危険物告示別表第1引火性液体類

農薬取締法 : 登録番号 第2532号

16. その他の情報

参考文献

- ・ JIS Z 7252 : 2019 GHSに基づく化学物質等の分類方法
- ・ JIS Z 7253 : 2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 — ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
- ・ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE-CHRIP)
- ・ 原料SDS

この製品安全データシートは現時点で入手可能な資料等をもとに作成しておりますが、物理化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証も成すものではありません。また注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いを行なう場合には自らの責任において用途に適した処置を講ずることが必要であることを理解した上で活用して下さい。